

※ 2013年12月26日付で規約改正しました。

## 第1条<名称>

本会は、「中国新聞ちゅーピーくらぶ」と称します。

## 第2条<目的>

本会は、会員のために別に定める各種事業を行い、会員と中国新聞の交流並びに会員相互の親睦を図り、併せて地域文化の向上と地域活性化に寄与することを目的とします。

## 第3条<会員>

- 1) 本会は、原則として、中国新聞の読者または中国地方に居住し、地域の活性化や文化向上を目指す者を会員として構成します。
- 2) 中国地方に居住していない場合も、所定の手続にしたがって会員となることができます。

## 第4条<登録>

- 1) 本規約を理解した上で所定の方法にしたがって入会を申し込み、本会事務局に備える会員名簿に登録されることによって会員となります。また登録の抹消により会員資格を失います。
- 2) 登録者が公序良俗に反するなど、本会員として不適当であると認められた時は登録を拒否し、既に登録したものを抹消することができます。

## 第5条<事業>

本会は、第2条の目的の達成のため、活動地域の全部または一部で次に掲げる各種事業を行います。

- 1) 中国新聞社が主催または後援する事業への招待または優待
- 2) 本会が主催または他の団体と連携して行う文化講座、講演会等への招待または優待
- 3) 本会の活動に賛同する百貨店・小売店等での優待
- 4) 文化・スポーツ・余暇施設等各種施設、旅館、ホテル等への招待または優待
- 5) 映画、演劇、音楽、スポーツ等各種催事、旅行等への招待または優待
- 6) メールマガジンの発行や協賛によるPRメールなどWEBによる情報提供
- 7) 会員アンケートの実施や地域モニターとしての情報提供
- 8) 会員サービスとして、中国新聞社やグループ企業・団体、中国新聞販売所、広告主、業務委託先その他で本会が承認した者の商品・サービスに関する情報及び営業に関する各種案内
- 9) 通信販売、オークション等によるWEB関連サービス・商品の提供
- 10) 地域文化や会員の暮らし支援の新たな商品・サービス開発
- 11) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

## 第6条<会報>

会員のコミュニケーションを図り、事業その他の必要事項を伝達するため、会報を発行します。

## 第7条<会員ランクおよび特典>

- 1) 本会は、すべての会員をゴールド会員、フレンド会員、メルマガ会員のいずれかの会員ランクに分け、それぞれの会員ランクに応じて、サービスを定めます。
- 2) 同じ会員ランクであっても、WEBによるID登録の有無や会員の居住地等によって、サービス内容が異なる場合があります。
- 3) 会員がサービスを利用する場合には、会員各自の責任においてこれをなすこととし、万が一事故ある場合は本会はその責めを負いません。

4) 会員証の交付を受けた会員が、退会、登録の抹消その他会員の地位を失った場合は、速やかに会員証を返却しなければなりません。

#### **第 8 条<会員ランクの確定および変更>**

- 1) 会員については、原則として、春と秋の年 2 回、本会が中国新聞購読履歴と会員登録情報を照合し（以下「一斉照合」といいます）、確定・変更（ランクアップ・ランクダウン）をします。
- 2) 前項の一斉照合を除き、会員が会員ランクの変更を希望する場合には、所定の手続きを経た上で、本会が必要と認めた場合に限り、その変更を行うものとします。

#### **第 9 条<サービスの中断または中止>**

本会は会員に通知することなくサービスの一部または全部を変更、中断、中止することがあります。

#### **第 10 条<案内中止>**

本会の第 5 条の事業に関する情報や案内の提供について会員から中止要請があった場合、すみやかに中止します。ただし技術上著しく困難な場合や緊急やむを得ない場合はこの限りにありません。

#### **第 11 条<退会>**

- 1) 会員は、所定の方法で本会に通知することにより、いつでも本会から退会できます。
- 2) 次の場合は会員の同意なく退会とします。
  - ①死亡または行方不明
  - ②他人名義や架空名義であることが判明したとき
  - ③会員が届け出た連絡先に連絡がとれないとき、届け出の住所宛の郵便物や WEB サービス等が届かないとき
  - ④本会または第三者の財産、プライバシー、その他の権利を侵害したり、本会または第三者に対し損害や不利益を与えたり、その恐れがある場合
  - ⑤公序良俗に反する行為その他本会の会員としてふさわしくないと認められるとき
- 3) 本会は、退会した会員（以下「退会者」といいます）の情報を、退会後も一定期間保有し、退会者からの問い合わせに対応する場合など本会の運用上必要な範囲内で利用します。

#### **第 12 条<会員規約>**

- 1) 本会は異なる会員サービスごとに別途利用約款や利用上の注意などの諸規定を設けることがあります。会員規約と諸規定の定めが異なる場合は、諸規定が優先します。
- 2) 本会は会員規約の一部を変更することがあります。その際、ホームページ等により、その内容を会員に通知、告知または公表します。
- 3) 利用者の個人情報は、本会が別途設定するプライバシーポリシーに沿って管理し、利用します。プライバシーポリシーは必要に応じて変更します。

#### **第 13 条<利用料>**

本会への入会金は無料とします。有料の会員サービスについては、あらかじめ利用料金その他の条件を明示します。

#### **第 14 条<登録情報の変更>**

会員は、会員登録として届け出た連絡先や住所の変更、会員証の紛失等があった場合、本会に通知し速やかに変更手続きするものとします。

#### **第 15 条<自己責任・免責>**

- 1) 会員が、会員サービスの利用を通じて第三者と取引関係に入る際、取引条件などを十分に確認のうえ会員自らの責任で当該取引をするものとします。商品・サービスの配送や対価の支払い、品質の保証その

他取引に関するすべての事項は、会員と当該取引相手である第三者との間で解決し、当該取引に関連して本会が提供した情報の内容および利用結果については、本会はいかなる責任も負いません。

- 2) 本会が実施主体となるものを除き、サービスの利用を通じて、会員が取得した情報、商品・サービス、取引などにより会員に生じた損失について一切の責任を負いません。
- 3) 本会はサービスの提供、中断、遅延、停止、変更、終了または提供中の事故等によって、直接または間接的に生じた会員または第三者の損害については、その内容、方法のいかんに関わらず賠償の責任を負いません。また、会員はサービスに基づく第三者との損害賠償請求などの訴訟に、本会を引き込まないことに同意するものとします。
- 4) 本会が行う会員ランクの確定および変更によって利用者に損失が生じた場合でも、本会はこれについて一切の責任を負いません。
- 5) 会員は自分の会員証、会員番号等を各自で適正に管理し、他者に不正利用された場合の責任を本会には負いません。

#### **第 16 条<通知等>**

- 1) 会員サービスの提供や本会の運営上必要な通知や告知等は、中国新聞紙上での公表や中国新聞サイト上での告知など、適宜選択した方法により行います。
- 2) 電子メールによる通知は、会員の登録情報のメールアドレスあてに送信した時をもって、当該通知が会員に到達したものとみなします。

#### **第 17 条<事務局>**

本会は、事務局を広島市中区土橋町7番1号、中国新聞ビル内に置きます。

#### **第 18 条<合意管轄>**

会員規約、本会に関する会員と本会との間の紛争は、広島簡易裁判所または広島地方裁判所のみをもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。